

「衛生推進者養成講習会」開催のご案内

(神奈川労働局長登録 登録番号: 安衛養2 登録有効期間: 令和6年9月30日)

労働安全衛生法第12条の2及び安全衛生規則第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場において安全衛生推進者または衛生推進者の選任が義務付けられています。衛生推進者は、銀行業、証券業、生保・損保業等の各店舗、飲食業、企業本社、映画演劇業、教育研究業、人材派遣業等の業種において選任が必要です。また、第三次産業の中で小売業、社会福祉施設、飲食店等があげられていることもあります、労働災害体制強化のためにも、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和6年10月24日(木) 9時25分~16時00分
(受付開始 9時10分)
2. 場 所 横浜市西公会堂2階 2号会議室
3. 講習内容
- 1) 作業環境管理及び作業管理 (2H)
 - 2) 健康の保持増進対策 (1H)
 - 3) 労働衛生教育 (1H)
 - 4) 労働衛生関係法令 (1H)



4. 会 費 10,030円 (税込10%、受講料8,930円、テキスト代1,100円)

5. 定 員 20名 (期間内でも定員になり次第締め切ります)

6. 申込方法 横浜北支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえFAXにてお申込み下さい。(この講習会は、NET割引はありません。)
(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜北支部事務局
FAX 045-474-1815 (TEL 045-474-1821)
会費請求書が必要の場合、○で囲ってください → (必要)
(FAX申し込み後一週間以内に受講票届かない場合は再度ご連絡下さい)

※請求書は、PDFをメールに添付してお送りしますので、下欄にメールアドレスを記入願います。

また、請求書の原本が必要な方には、当日会場でお渡しします。
原本が必要な場合、○で囲ってください。 → (必要)

7. 持参品 筆記用具

- ※ 講習修了証に記載する「氏名・生年月日」について、受講日当日に自動車運転免許証又はその他の証明書等をご提示いただき、本人確認させていただきます。お手数ですが受講日当日にご持参願います。
- ※ 当講習会の受講及び修了者台帳に関する以外の目的で個人情報を流用することはありません。
- ※ 振り込み後、当日、参加を取消しの場合、参加費の返金はお受けできませんのでご了承下さい。

衛生推進者養成講習会申込書

事業場名 会員NO. 住所〒

担当者 TEL FAX

※	氏 名	生年月日 (西暦表記)	受 講 者 現 住 所 (〒番号は必ず記入してください)
	フリガナ		〒
	フリガナ		〒

会費の支払方法 □銀行振込 月 日振込予定(恐縮ですが振込手数料は貴事業場にてご負担下さい)
□横浜銀行新横浜支店 普通 1012715
名義人 (シャ) 神奈川労務安全衛生協会横浜北支部

※原則、研修開催日の7日前までにお振込みください。